

「医療分野における I C T利活用ロードマップ（仮称）の作成等に対する執行支援委託」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 委託業務概要

（1）背景・目的

本市では、「横浜市中期4か年計画2018～2021」（以下「中期計画」という。）及び「よこはま保健医療プラン2018」に基づき、将来の医療重要増加に向けて、限られた医療資源を最大限に活用し、適切な医療を提供するため、必要な病床機能の確保や、医療機関の機能に応じた役割分担と連携体制の構築、医療従事者の確保・養成の取組を進め、地域医療構想の実現を目指している。

その一つの具体的施策として、I C Tを活用した地域医療連携ネットワークの地域における構築及びそれらを相互接続することによって、市内全域での連携をより充実・効率化していくことを推進してきている。平成27年度から「横浜市I C Tを活用した地域医療連携ネットワーク研究会」（以下「横浜市I C T研究会」という。）を開催し、平成29年度には、横浜市「I C Tを活用した地域医療連携ネットワークガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）を策定、平成30年度には、市ガイドラインの実証事業である「横浜市EHR構築支援補助事業」（以下「補助事業」という。）を実施し、鶴見区を中心とした地域医療連携ネットワーク「サルビアねっと」が構築された。令和元年度には、神奈川県が「神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築ガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）を策定、令和2年度は、サルビアねっとに対し、神奈川県による地域医療介護総合確保基金（以下「県基金」という。）が交付されたことから、参加施設数の拡大及び運営基盤の安定化がなされる見込みである。（令和3年2月時点）

令和3年度は、中期計画の最終年であることから、本市が実施してきた補助事業を振り返りつつ、I C Tを活用した地域医療連携ネットワーク等の今後の在り方を検討し、中期計画の見直す際の参考となるような中長期的なロードマップを作成する。また、検討に当たって、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、オンライン診療の導入やA Iの活用など、医療分野におけるI C T技術への期待が高まっていることを踏まえ、医療分野におけるI C Tの利活用についても含めて検討する必要がある。

（2）委託業務概要

本委託業務は、横浜市における医療分野でのI C Tの利活用に関する中長期的なロードマップ作成に対する支援を目的とし、具体的には、次の3つの支援を主な内容とする。

- ①医療分野におけるI C T利活用ロードマップ（仮称）の作成
- ②本市が推進してきた補助事業の効果検証および改善策の立案
- ③①及び②の検討に必要な市内医療機関・市民への調査の設計・分析

2 件名

医療分野におけるI C T利活用ロードマップ（仮称）の作成等に対する執行支援委託

3 履行期間

本委託の履行期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 前提情報

(1) 中期計画について

中期計画とは、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030年を展望した中長期的な6つの戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき38の政策と政策を進めるにあたり土台となる行財政運営の取組をとりまとめたものである。

【該当箇所】

戦略3「超高齢社会への挑戦」：適切な医療を受けるための医療提供体制の充実
政策18「地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進」

【中期計画URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/chuki2018-.html>

(2) よこはま保健医療プラン2018について

よこはま保健医療プラン2018は、保健・医療を中心とした総合的かつ中期的な施策の指針として、策定されたものである。医療需要が増える一方、医療資源には限りがあることを、市民・関係機関・行政の間で共通認識として捉えた上で、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに『健康』で『安心して』住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指すことを基本理念としている。そのため、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整え、保健・医療・介護等の切れ目のない連携に基づく「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、子どもから高齢者まで市民の誰もが将来にわたり、横浜で暮らし続けることへのあんしんを支える医療・保険の仕組みづくりを進めていく。

【よこはま保健医療プラン2018URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/iryoplan/i-keikaku.html>

(3) 市ガイドラインについて

市ガイドラインとは、本市でのICTを活用した地域医療連携ネットワークの目指すべき将来像、推進手法や考え方など、全国状況や事例などを踏まえつつも「よこはま保健医療プラン2018」に基づく施策を推進するために必要となる内容をまとめたものである。

市ガイドラインを、市内外の医療・介護関係者、更にはシステム構築に関わる企業等と共有・推進することで、本市でのICTを活用した地域医療連携ネットワークを充実させ、もって市内の医療提供体制の充実につなげることを目的とする。

令和2年度は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定や「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」の公表などを受け、ガイドラインの改定を行う予定（令和3年2月時点）。

【市ガイドラインURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/guideline.html>

(4) 補助事業（サルビアねっと）について

ア 令和元年度までの取組について

本市では、平成 30 年 5 月、「横浜市 EHR 構築支援補助事業」を公募した。

当該事業は、2025 年、それ以降も高まる本市の医療需要に対応できる医療提供体制の実現と地域包括ケアシステム構築の推進につながる、ICT を活用した地域医療連携ネットワークの充実を目的としており、それに向けて必要な「相互連携のハブとなる EHR」の構築を目指した事業である。

この公募に対し、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「済生会横浜市東部病院」という。）の「横浜市鶴見地区地域医療介護連携ネットワークシステム構築事業」が採択され、補助事業として実施。また、当該事業は、総務省「情報通信技術利活用事業費補助金（地域 IoT 実装推進事業）」にも採択され、本市及び総務省の 2 つの補助金を活用し、構築された。平成 31 年 3 月からサルビアねっととして運用が開始され、現在、「一般社団法人サルビアねっと協議会」（以下「協議会」という。）を中心に運営が行われている。

なお、具体的な事業成果については、横浜市医療局のホームページ内にある「平成 30 年度事業結果報告書」、「横浜市 EHR 構築実証事業（サルビアねっと使用状況）報告書」を参照すること。

【各事業報告書掲載 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/guideline.html>

イ 令和 2 年度の主な動き

令和 2 年度は新たに県基金を活用したサルビアねっとの参加施設数拡大及び機能改修を進める協議会に対し、事業方針に関する助言や関係団体との連絡・調整等の支援を行った。

その結果、サルビアねっとは新たに神奈川区へ対応エリアを拡張し、参加施設数が増加するとともに、活用シーンの拡大が図られた。さらに、令和 3 年度に PHR^{※1}とサルビアねっととの連携を実現するための準備として、EHR 側中間サーバーの構築が実施された。

なお、最新の参加施設数及び参加同意数についてはサルビアねっとの公式サイト^{※2}を参照すること。（参考：参加施設数 108 施設※内諾のみ施設含む、参加同意数 8,361

名：令和 3 年 3 月 4 日時点）

※1 【神奈川県 PHR：マイ ME－BYO カルテ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

※2 【サルビアねっと公式サイト】

<http://tsurumi-salvia.net/>

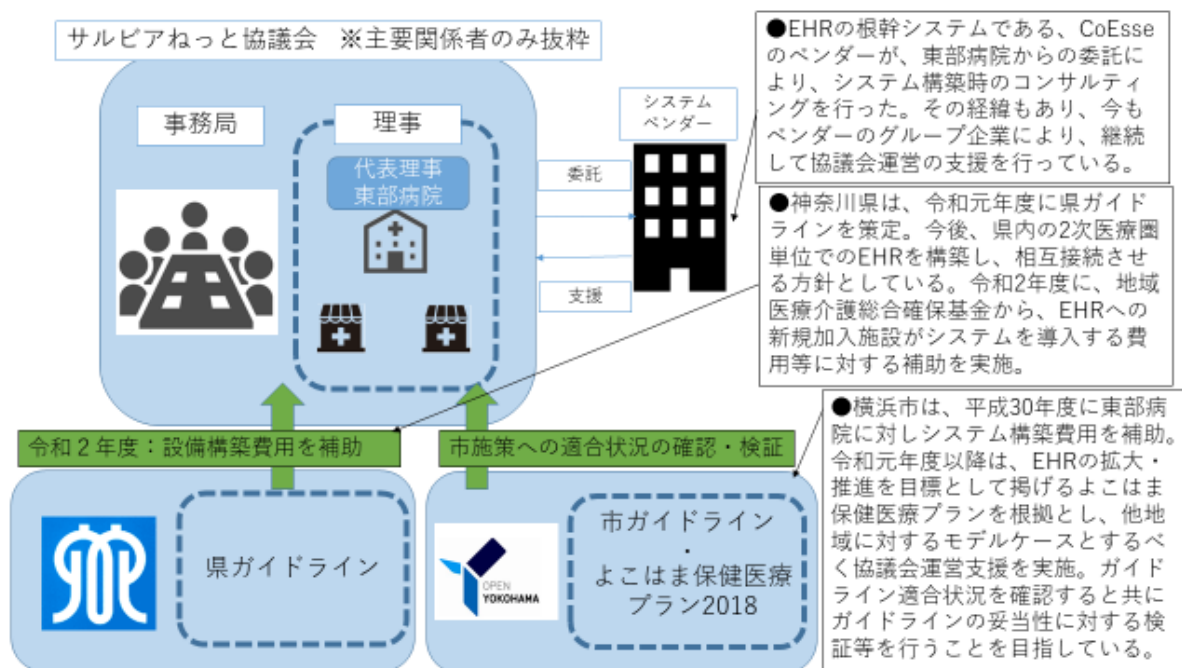
ウ 令和 3 年度の主な動き（予定）

令和 3 年度は、令和 4 年度以降に県基金を更に活用することで参加施設数を更に拡大し、自主財源による参加施設数拡大や機能拡張が可能となる体制を実現することを目標としているため、協議会においては、令和 3 年度上半期中に港北区及び西区の機運醸成を

行い、令和4年度の県基金獲得を目指している。また、実際にサルビアねっととPHRの相互接続を行う予定としており、連携方法や連携項目、名寄せの方法の検討に加え、協議会の規約改定などが想定される。そのため、本市としては、事業進捗に応じ、本市ガイドライン及び県ガイドラインとの適合状況の確認や国の動向を踏まえた改定支援等が必要となる。

【参考：サルビアねっと関係者概略図】

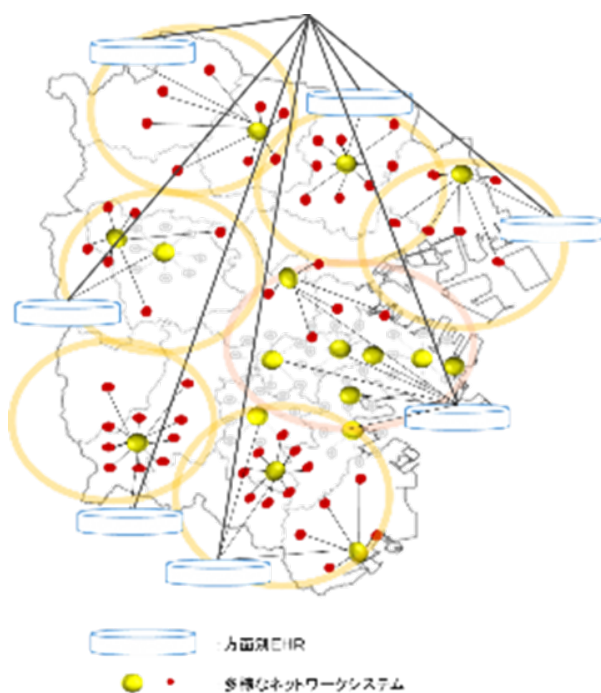
- ・事業の性質上、当該事業には多くの関係者が存在するため、現在の関係図を記載する。



(5) 市ガイドラインに掲げる推進手法の見直しについて

1 (1) 記載の通り、令和2年度の取組によってサルビアねっとの安定運営が実現する見込みである。そのため、令和3年度は、本市の補助事業としてスタートしたサルビアねっとの取組を振り返り、課題の整理や改善策の検討に加え、市ガイドラインに掲げた本市の推進手法の妥当性及び今後の推進手法について検討を行う。本項では、その議論のベースとなる、現在の市ガイドラインに掲げる推進手法について記載する。

現在の市ガイドラインに掲げる推進手法



・本市は、地域ごとの医療提供体制を勘案し、地域ごとで地域医療連携ネットワークを構築し、それらを相互接続することで、最終的に市全体をカバーする構想としており、市ガイドラインは、相互接続を可能にするための指針として作成された。

・平成31年3月に、市ガイドラインに基づく補助事業として、「サルビアねっと」の運用が開始された。今後、「サルビアねっと」をモデルケースとし、市内別地域に同様のEHRを構築し、相互接続を実現していく方針としている。

・今後の他地域での構築に資するよう、「サルビアねっと」の現状や国の動向を踏まえた市ガイドラインの改定を適宜行う。

(6) 令和3年度の事業推進方針

これまでの経緯等を踏まえ、

- ・補助事業（サルビアねっと）の効果検証及び改善策の検討
- ・市内医療機関及び市民等への医療分野におけるICT活用に対する意識調査・分析
- ・国の関連施策（データヘルス改革等）との連携及び整合性の整理

などを通じて、医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）を具体化する。

ただし、並行して地域における地域医療連携ネットワークの構築ニーズが確認された場合は、当該ネットワーク構築及び既存地域医療連携ネットワークとの連携を実現するための調整等を実施する。

5 業務内容

4（6）令和3年度の事業推進方針をふまえ、以下の業務に対する支援委託を行う。

なお、各種取組の進捗共有のため、週1回程度の定期ミーティングを実施する（周期、具体的日時等については適宜委託者と調整の上決定する）。

（1）「医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）」の作成支援

- ①本市におけるICTを活用した医療政策の考え方や目標、それらを達成するための工程や手順等をまとめた「医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）」の作成を支援すること。なお、本ロードマップ（仮称）は法的な位置付けはなく、あくまでも本市における政策立案を補完するものとして、位置付ける。
- ②ロードマップ作成にあたっては、後述する（2）補助事業の改善策、本市におけるこれまでの施策、横浜市ICT研究会における議論、国におけるデータヘルス改革等の検討状況、その他関連施策における専門的な知見、国内事業者の動向などを踏まえ、2025年時点での現実的な目標、中長期的な（概ね10年）目標及びそれらを実現するための具体的な取組方針について、提案を行うこと。
- ③提案にあたっては、「横浜市が目指すべき効率的・効果的な医療提供体制」について、評価指標などを具体的に定義した上で、提案すること。

（参考：よこはま保健医療プラン2018を要約し抜粋）

【課題】

ICTやIoT、AIなどの先端技術も活用しながら、効率的・効果的な医療提供体制を築く必要があります。

【主な施策】

相互接続に必要な標準化や共通要件などをまとめた市ガイドラインを普及するとともに、市ガイドラインに適合するネットワークの構築を推進します。

- ④作成した具体的な取組方針と現状の取組方針との間でギャップがある場合は、適宜市ガイドラインの改定等、必要な対応に対する支援を行うこと。

<各施策との関係性（概念図）>

施策名称		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	...
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
横浜市中期4か年計画	①中長期的な戦略	→											検証				
	②38の政策・行財政運営	→				→				→							
よこはま保健医療プラン2018		→				→				→							
医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）	①2025年時点での現実的な目標・具体的な取組方針					→											
	②中長期的な（概ね10年）目標・具体的な取組方針					→											

（2）補助事業の効果検証および改善策の立案支援

- ①補助事業の効果検証における具体的な手法およびその作業工程を提案すること。協議会が開催する会議体への参加や医療機関等への個別ヒアリングその他受託事業者が過去の類似の業務経験から効率的・効果的だと考える調査を通して必要なデータを収集すること。

また、調査の際には、具体的に必要とされる調査項目及びその調査方法等について委託者と十分に協議すること。

- ②提案にあたっては、「横浜市における EHR 活用の理想形」について、評価指標などを具体的に定義するとともに、理想形と比較したサルビアねっこの現状評価を行うこととする。なお、上記①のデータ収集に加え、後述する（３）の調査の結果や関連する国の動向（データヘルス改革等）などを踏まえて、補助事業の改善に向けた具体的な取組方針や手順等を提案すること。

（３）医療分野における ICT 技術利活用意向調査の設計支援・分析

- ①上記（１）医療分野における ICT 利活用ロードマップ（仮称）の作成支援、（２）補助事業の効果検証および改善策の立案支援のために調査を実施する。本調査の主な目的は次の３点。

（調査目的）

- ア 「横浜市が目指すべき効率的・効果的な医療提供体制」を定義するためのデータ収集
- イ 「横浜市における EHR 活用の理想形」を定義するためのデータ収集
- ウ 医療分野における ICT・IoT 技術の活用に対する市内ニーズの把握

- ②①の目的を達成するため、市内医療機関等及び市民を対象とした調査の設計（調査件数、調査方法、調査票等）から分析までの一連に関する提案に加え、調査結果に関する分析を行うこと。調査内容の一例を以下に示すが、必ずしも本案通りである必要はなく、本市に最適な調査内容を提案すること。なお、本委託業務に封入・発送業務は含まれない。

○調査内容（案）

- ・調査目的：
 - ①「横浜市における効率的・効果的な医療提供体制」を定義するためのデータ収集
 - ②「横浜市における EHR 活用の理想形」を定義するためのデータ収集
 - ③医療分野における ICT・IoT 技術の活用に対する市内ニーズの把握
- ・想定キーワード：EHR、PHR、EHR-PHR 連携、オンライン診療、5G、電子処方箋、AI 等
- ・調査対象：（ア）市民、（イ）市内の病院、医科・歯科診療所、薬局、介護施設
- ・調査実施時期：８～９月頃（予定）

（４）横浜市 ICT 研究会の資料案の作成・当日の準備・運営補助

横浜市 ICT 研究会における資料案の事前作成に加え、当日資料の準備、当日の会議への参加など各種支援を行う。また、資料作成の際には委託者と十分に内容を協議すること。なお、令和３年度研究会は計２回の開催を予定している。

○ 横浜市ICT研究会について

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、横浜市の地域医療連携を、より効率的・効果的なものとしてできる ICT の活用方法について意見交換を行うことを目的とする。

市立病院長、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、在宅看護協議会の理事、ICT 専門家などが研究会員として参加している。

(作成資料イメージ)

国、他自治体、諸外国などにおける ICT 施策の動向に加え、本市施策などに関する資料についてパワーポイントスライド約 40 ページ程度を回ごとに作成。

【市ホームページ URL】 ※現委員一覧、今までの議事等を掲載。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/20160310204406.html>

(5) その他各種支援

上記に記載した対応以外においても、適宜委託者が依頼する関連した支援を実施すること。なお、想定される支援内容を以下に例示する。

- 横浜市内における ICT を活用した地域医療連携ネットワークの構築について検討を行う事業実施主体等に対するアドバイスの実施
- 国関連施策に関する情報提供 等

6 成果物及び提出期限

本委託業務の終了後、令和 4 年 3 月 31 日までに以下の成果物を委託者へ提出すること。ただし、委託業務終了後を待たず、作成し委託者へ提出する必要がある成果物は都度本市へ提出すること。

また、最終版を電子ファイル (CD-ROM 等の電子媒体を用いる) で 1 部納入すること。

※ ICT 研究会資料のみ、別途委託者が指示する部数を紙媒体にて納入すること。

(1) 作業工程表

本項目は、委託契約締結後、概ね 2 週間以内に提出すること。

(2) 各打ち合わせの議事録等

打ち合わせに参加した都度、打ち合わせ日の 2 営業日後までを目処に提出すること。

(3) 横浜市における「医療分野での ICT 利活用ロードマップ (仮称)」の作成支援

5 (1) にて策定する横浜市における「医療分野での ICT 利活用ロードマップ (仮称)」を納入すること。

(4) 「横浜市が目指すべき効率的・効果的な医療提供体制」に関する資料

「横浜市が目指すべき効率的・効果的な医療提供体制」を定義し、その内容を資料化すること。

(5) 横浜市における EHR 活用の理想形に関する資料

横浜市における EHR 活用の理想形を定義し、その内容を資料化すること。

(6) 補助事業の効果検証および改善策の立案支援、根拠となる各種データ

5 (2) 補助事業の効果検証および改善策の立案支援に関する資料を作成するとともに、

その根拠となる各データを提示すること。

(7) 医療分野における I C T 技術活用意向調査関係資料一式

5 (3) の調査で使用する調査票データを調査実施前までに納入すること。また、調査実施後、調査結果を分析し、とりまとめた報告書を作成すること。

(8) 横浜市 I C T 研究会資料案・当日資料等

資料案を電子媒体で作成し納入するとともに、I C T 研究会の事前に事務局及び委員宛配布資料として紙媒体により委託者が指定する部数を納入すること。

(9) その他、本委託契約の履行に向けて作成したもの（権利が受託者に帰属するものは除く。）

成果物	提出期限
(1) 作業工程表	委託契約締結後、概ね2週間以内
(2) 各打ち合わせの議事録等	打ち合わせに参加した都度、打ち合わせ日の2営業日後
(3) 「医療分野における I C T 利活用ロードマップ（仮称）」	令和4年3月31日
(4) 「横浜市が目指すべき効率的・効果的な医療提供体制」に関する資料	(3) の効果検証を行う前までに別途指示する
(5) 「横浜市における E H R 活用の理想形」に関する資料	(6) の効果検証を行う前までに別途指示する
(6) 補助事業の効果検証および改善策の立案支援、根拠となる各種データ	・令和4年3月31日までの間で別途指示する ・各種データは打ち合わせの都度提出
(7) 医療分野における I C T 技術活用意向調査関係資料一式	・調査票は令和3年9月30日までの間で別途指示する ・報告書は調査実施後、速やかに提出する。
(8) 横浜市 I C T 研究会資料案・当日資料等	研究会開催日までの間で適宜指示する
(9) その他、本委託契約の履行に向け作成したもの	令和4年3月31日までの間で適宜指示する

7 納品場所

医療局医療政策部医療政策課 執務室

8 その他

- (1) 提出する成果物について、委託者の検査を受けること。その際、修正を要すると委託者が指摘した場合、迅速に対応し、再提出すること。なお、再提出物においても再び同様の検査を受けること。
- (2) この仕様書に定める事項その他について、疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議の上、適切に解決すること。